

Q & A よくある質問



Q どんな農地でも借りてもらえますか？

A 機構が借り受ける農地は、
①農地として利用できること
②権利関係に問題がないこと
③貸付の可能性が見込まれる農地
であること等です。

Q 出し手死亡により相続が発生しました。
貸借はどうなりますか？

A 相続が発生しても貸借は相続人に承継され、機構を通じた農地貸借は継続されます。相続が発生した時には市町村に相談してください。契約内容の変更の手続きが必要となります。
※相続登記は義務化されています。
(R6.4.1から)

Q 貸した農地は戻ってきますか？

A 貸借期間終了後、
確実に出し手に戻ります。

Q 契約期間中に賃料の変更や解約は
できますか？

A 出し手、受け手双方が合意すれば
可能です。

Q 共有農地（相続未登記を含む）は
貸し付け可能ですか？

A 共有名義人の持ち分の過半の同意が
あれば機構への長期貸付が可能です。

お問い合わせ

県北地区農地集積推進員

TEL.0294-33-8772
常陸太田合同庁舎3F 県北農林事務所駐在

県央地区農地集積推進員

TEL.029-231-6560
水戸合同庁舎3F 県央農林事務所駐在

県南地区農地集積推進員

TEL.029-823-5633
土浦合同庁舎3F 県南農林事務所駐在

お問い合わせは、各地区の農地
集積推進員又は、農地の所在
する市町村担当窓口まで。

鹿行地区農地集積推進員

TEL.0291-32-6272
鉾田合同庁舎2F 鹿行農林事務所駐在

県西地区農地集積推進員

TEL.0296-48-8225
筑西合同庁舎5F 県西農林事務所駐在



農地中間管理事業を活用して 皆さんの農地を 活かしましょう！

農地を貸したい

農地を借りたい



担い手へ農地の集積をすすめます

公益社団法人 茨城県農林振興公社

茨城県農地中間管理機構（農地バンク）

TEL.029-350-8687

〒311-4203 水戸市上国井町3118-1

<https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

